千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

役 員 選 任 規 則

千葉県税理士会木更津支部役員選任規則

第１章　総則

（規則の趣旨）
第１条　この規則は，支部規約第 10 条の規定に基づき役員の選任に関する事項について定める。

（役員選考委員会の設置）
第２条　役員を選任するため役員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会への委任）
第３条　役員の選任に関する事項でこの規則に定めない事項については，委員会の定めるところによる。この規則の解釈に疑義が生じた場合においても同様とする。

（規則の改廃）
第４条　この規則を改正し又は廃止しようとするときは総会の議を経なければならない。

第２章　委員会

（委員会の任務）
第５条　委員会は，役員を公正なる判断のもとに選考し，定例会に推挙するを任務とする。

（委員会の機構）
第６条　委員会に委員長１人，副委員長１人及び委員５人を置く。

（職務）
第７条　委員長は，委員会を代表し，委員会の会務を総括する。
２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは委員長にかわりその職務を行う。
３　委員は，委員会の会務に参画し，その職務を行う。

（委員等の委嘱）
第８条　支部長は，役員の任期が満了する日の属する年の前年の９月 30 日までに（補欠選任する必要がある場合には随時）幹事会の議を経て，税理士である会員（支部規約第６条第２項に規定する税理士会員をいう。以下「税理士会員」という。）のうちから委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）を委嘱しなければならない。

（委員等の任期）
第９条　委員等の任期は，支部長よりの委嘱を受けた日から翌年の３月 31 日までとする。

（委員会の議事）
第10条　委員会の議事は，委員等の３分の２以上が出席し，その過半数をもって決する。　可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第３章　選考

（選考の時期）
第11条　委員会は，その発足の日からその年の11月30日までに役員の選考をしなければならない。

（選考方法の公正妥当）
第12条　委員会は，役員の選考をするにあたり，公正かつ妥当な方法により，税理士会員全般の意思が反映するよう努めなければならない。

（現役員の委員会への出席と意見の陳述）
第13条　現役員のうち正副支部長は，委員会に出席し役員の選考について意見を述べることができる。

（選考通知及び就任承諾）
第14条委員会は，選考が終わったときは，直ちに被選考者に通知し，かつ５日以内に就任の承諾を求めなければならない。

（選考結果の通知）
第15条委員会は，被選考者が就任を承諾したときはその選考の結果を文書をもって支部長に通知しなければならない。

（補欠の選考）
第16条委員会は，被選考者が就任できなくなったときは，直ちに補欠を選考する。

第４章　選任

（役員の選任）
第17条役員の選任は、委員会が選考し推挙した被選考者について税理士会員の２分の１以上が出席する定例会においてこれを行い，３分の２以上の同意を要する。

附　則

１　この規則は，平成13年４月２日から施行する。
２　当支部の最初の役員は，東京地方税理士会木更津支部役員選任規則の定めるところにより選考し，委員会が選考し推挙した被選考者について，支部設立総会において選任する。

附　則（平成13年12月18日）

この改正規定は，平成14年４月１日から施行する。